

若者サポーター登録規約

1. 目 的

若者支援コンシェルジュ事業事務局（以下、「事務局」という。）は、山形県（以下、「委託者」という。）より委託された「令和３年度若者支援コンシェルジュ事業」（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、若者を応援する「若者サポーター」を設置し、県内の若者（概ね４０歳未満）たちが持てる力を十分に発揮できる環境づくりを行い、若者たちの新たなつながりと結び付きによる更なる地域の活性化を図ることを目的とします。なお、「若者サポーター登録規約」（以下、「当規約」という。）は、若者サポーターが活動するにあたって必要な事項を定めるものとします。

2. 定 義

- (1) 当規約において「利用者」とは、山形県内で活動する若者（概ね４０歳未満）を指します。
- (2) 当規約において「若者サポーター」とは、事務局が個別に委嘱した、各分野の専門家または活動者を指します。
- (3) 当規約において「事務局」とは、若者支援コンシェルジュ事業事務局を指します。
- (4) 当規約において「委託者」とは、本事業を委託した山形県を指します。

3. 若者サポーター登録の流れ

(1) 若者サポーターの委嘱

事務局は、委託者とともに若者サポーター候補者を選定し、「若者サポーターズ要項」および当規約を確認いただいた上で、本人の承諾のもと委嘱します。委嘱期間は、原則当該年度末までとします。

(2) 若者サポーター情報の公開

若者サポーターは、事務局から送信するプロフィール記入用紙に記入・送信し、事務局は個人住所等を除く公開可能な事柄について、広報用リーフレットやウェブサイト等でその情報を公開します。

(3) 登録内容の変更、登録の解除

若者サポーターは、委嘱期間内において登録内容に変更が生じた場合は速やかに事務局へ届け出るものとします。また、委嘱の解除を希望する場合は、事務局へ届け出、事務局はこれを受理し委嘱を解除するものとします。

4. 若者サポーター活動の流れ

(1) 若者サポーターの公開情報閲覧

事務局および委託者は、「やまがたおこしあいネット」(<https://yamagata-okoshiai.net/>)、山形県HP等に若者サポーターの公開情報（氏名、所属、アドバイス可能な専門分野・得意分野、プロフィール、写真等）を公開し、利用者の閲覧に供します。

(2) 若者サポーターの情報開示依頼

事務局は、利用者からの若者サポーター登録情報（職務内容、支援経験、保有資格、支援条件など）の開示依頼があった場合、相当と認めるときは、当該利用者に登録情報を開示します。

(3) 若者サポーターへの支援依頼・交渉

利用者が若者サポーターに支援を求める場合、事務局は若者サポーターに連絡し、支援依頼をします。若者サポーターは、支援依頼を承諾した場合、速やかに利用者に連絡し、支援内容・日程・場所などを調整するものとします。確定した支援日時や内容は事務局へ事前に報告するものとします。

(4) 若者サポーターの支援内容

若者サポーターは、あらかじめ決定した支援内容・日程・場所等に基づき、利用者に対し若者サポーター支援を実施します。事務局は、若者サポーター支援の現場を視察させていただく場合があります。原則として、依頼者の希望する場所・出向先での支援としますが、インターネットを活用した遠隔支援も可とします。

なお、若者サポーターが利用者へ支援する内容は、次のいずれかとします。

①相談に対してのアドバイスや経験談の紹介をする「相談業務」

②相談に対して、具体的に作業をサポートまたは代行する「出向業務」

(5) 若者サポーターの支援内容の制限

若者サポーターが利用者へ支援する内容のうち、次に該当するものは実施してはいけません。

ア. 申請代行など法的な資格が必要で、それを有さないもの

イ. 取引先などの斡旋により、自らの利益を誘導するもの

ウ. 同一団体に6時間を超える支援となるもの

エ. その他事務局または委託者が相当でないと判断するもの

(6) 報告書の提出

若者サポーターは、支援終了より1週間以内に、事務局が作成した所定の支援報告書様式に従い報告書を作成し、作成した印刷物またはデータを、来所またはメール送信にて事務局へ提出するものとします。なお、利用者には別途アンケートを依頼し、記入していただきます。いずれも事務局の判断で、一部抜粋してウェブサイト等に掲載する場合があります。

(7) 若者サポーターへの支援費用の支払い

事務局は、原則として利用者からの「アンケート」および若者サポーターからの「支援報告書」が提出された月の翌月末に、若者サポーターに対し支援に要した費用（謝金及び旅費）を一括して口座振込により支払います。なお、ご指定の口座が個人口座の場合、源泉徴収所得税を差し引いた額とします。（法人または組織名義の口座の場合は、原則として源泉徴収所得税を差し引きません。）

但し、「アンケート」及び「支援報告書」の提出の遅れ、並びに特別な事情による決済処理等の遅れにより支払いが遅れることがあります。

5.活動サポーター支援の不履行

事務局が視察などをした結果、若者サポーター支援が明らかに実行されなかったと判断した場合、事務局は、支援依頼を解除するとともに支援の謝金および旅費一切の支払いを中止します。

また、利用者が、依頼した支援が明らかに実行されなかったと判断した場合、支援終了後3日以内に限り不履行の報告を事務局に連絡することができます。事務局は、報告された不履行の内容を審査し、利用者の報告内容が適正と認めた場合、事務局は支援依頼を解除するとともに支援の謝金および旅費一切の支払いを中止します。

6.若者サポーターの賠償責任

(1) 若者サポーターの賠償責任

若者サポーターが故意または過失により本事業の運用などに障害をもたらした場合、当該サポーターは事務局に対し損害を賠償しなければならないものとします。

- ① 他の若者サポーターまたは利用者の名を騙り、あるいは自己の情報を偽って情報発信を行うこと
- ② 第三者の著作権およびその他の権利を侵害する行為
- ③ 第三者を誹謗、中傷および公序良俗に反する行為
- ④ 虚偽の情報を発信する行為
- ⑤ 若者サポーターが利用者の承諾なく、支援の過程で知り得た秘密を外部に漏らす行為
- ⑥ 本事業における活動に関して、利用者から金銭や物品その他特別な便宜をうける行為
- ⑦ その他、事務局が不適切と判断した行為

(2) 若者サポーターの登録抹消

(1)の禁止事項または次の条件に該当すると事務局が判断した場合、事務局は若者サポーターの登録を抹消することがあります。

- ① 記載事項に虚偽の内容があった場合

- ② 本事業および利用者に対する妨害行為があった場合
- ③ その他、当規約に違反した場合

7. 免責事項

- (1) 事務局は本事業の円滑な運用に努めますが、委託者の決定等により事業の中断・停止または廃止により若者サポーターに損害が生じた場合、事務局は免責されるものとします。
- (2) 事務局は、若者サポーターが本事業で得る情報の正確性、完全性、有用性を保証しません。また、事務局は若者サポーター制度の運用により生じたいかなる損害についても、その責を負いません。
- (3) 若者サポーターが本事業において、他の利用者または若者サポーター、第三者に損害を与えた場合、若者サポーターは自己の責任においてこれを処理・解決するものとします。

8. 規約の変更

- (1) 事務局は若者サポーターの承諾を得ることなく当規約を変更することがあります。その場合、若者サポーターが引き続き本事業において活動することによって、当該サポーターはかかる規約の変更を承諾したものとみなします。
- (2) 本事業に関して当規約により解決できない問題が生じた場合には、若者サポーターは事務局の指示に従うこととします。

9. 管轄裁判所

若者サポーターと事務局との間で訴訟の必要が生じた場合、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

本規約は、2019年6月1日午前0時より適用されるものとします。

2020年4月10日 一部改定